

# 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則

令和6年10月11日

規則第39号

## (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例(令和6年那覇市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用許可等の申請等)

第2条 条例第4条第2項に規定する公告は、那覇市公告式規則(平成16年那覇市規則第39号)第2条第2項の規定にかかわらず、市役所前の掲示場に掲示し、及びホームページに掲載してするものとする。

2 条例第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の申請は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書を提出してしなければならない。

3 条例第4条第6項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 条例第4条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の許可(第4条において「利用許可等」という。)を受けた事項を変更しようとする場合 変更しようとする日の前日から起算して30日前の日

(2) 条例第5条第2項の規定による更新を受けようとする場合 更新前の利用期間の末日から起算して30日前の日

## (条例第4条第3項及び第4項第2号の規則で定める事項)

第3条 条例第4条第3項及び第4項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業経営の理念
- (2) 地域との連携
- (3) サービスの質の確保
- (4) 要介護者の尊厳及び権利の擁護
- (5) 要介護者の安全の確保
- (6) 資金計画
- (7) その他市長が必要と認める事項

## (利用許可等)

第4条 市長は、利用許可等をするときは、申請をした者に対し、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書を交付するものとする。

2 市長は、利用許可等をしないときは、申請をした者に対し、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書を交付するものとする。

## (使用料の全部又は一部の免除)

第5条 条例第7条の規定による免除を受けようとする者は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料

免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を免除するものとする。

(1) 条例第7条第1号に掲げる場合 使用料の額をその月の日数で除して得た額に、当該月において条例第3条に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を提供することができなかつた日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 条例第7条第2号に掲げる場合 市長が必要と認める額

3 市長は、使用料を免除したときは、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書を交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書を交付するものとする。

(様式等)

第7条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書	第2条第2項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書	第4条第1項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書	第4条第2項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書	第5条第1項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書	第5条第3項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書	第6条

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。